

令和三年六月二十二日受領
答弁第一八八号

内閣衆質二〇四第一八八号

令和三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出学校教育の体育の授業および運動部の活動における新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出学校教育の体育の授業および運動部の活動における新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和三年二月二十四日の衆議院文部科学委員会において、萩生田文部科学大臣が「変異株であっても、三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなど、基本的な感染症対策が奨励されておりますので、各学校においては、これらの基本的な対策を改めて徹底いただきたい」及び「文科省としては、変異株について必要な対応が明らかになった場合には、速やかに厚生労働省等と連携し、学校の設置者への情報提供や注意喚起の対応を行ってまいりたい」と答弁しており、御指摘の「デルタ株」についても同様に考えている。

二について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和二年五月二十二日文部科学省作成、令和三年四月二十八日改訂）において、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、「体育、保健体育における「見

児童生徒が密集する運動」・・・や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」を挙げ、「地域の感染レベルの状況に応じて」、これらの活動を行わないようにすることや、実施について慎重に検討すること等を周知していることから、現時点において御指摘のような「通知」を新たに発出することは考えていない。

三について

運動部活動の大会の実施については、各大会の主催者が判断すべき事柄であると考えている。なお、文部科学省においては、公益財団法人日本中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟等に対し、「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組について（依頼）」（令和三年六月二日付けスポーツ庁政策課学校体育室及び文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室事務連絡）を発出し、「部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施」するよう依頼しているところである。